

指定・更新の欠格事由の見直し②

○ 居住系サービス(有料老人ホーム、グループホーム等)は、他の居宅系サービス(訪問介護等)と比べて、指定・更新の拒否を受けた際の利用者に与える影響が大きいため、連座制の及ぶ指定・更新の類型を区分する。

◎ 指定居宅サービス

【在宅系サービス】

- 訪問介護 ○ 訪問看護 ○ 訪問リハ ○ 通所介護
- 短期入所 等

【居住系サービス】

- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)

◎ 指定居宅サービス

【在宅系サービス】

- 訪問介護 ○ 訪問看護 ○ 訪問リハ ○ 通所介護
- 短期入所 等

【居住系サービス】

- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)

◎ 指定地域密着型サービス

【在宅系サービス】

- 夜間対応型訪問介護 等

【居住系サービス】

- 認知症共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 等

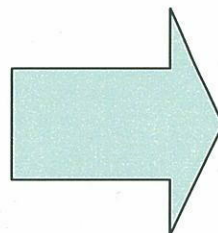
◎ 指定地域密着型サービス

【在宅系サービス】

- 夜間対応型訪問介護 等

【居住系サービス】

- 認知症共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 等



◎ 指定居宅介護支援

◎ 指定居宅介護支援

◎ 指定介護老人福祉施設

◎ 指定介護老人福祉施設

◎ 介護老人保健施設

◎ 介護老人保健施設

◎ 指定介護療養型医療施設

◎ 指定介護療養型医療施設

※1 いわゆる連座制は、上記の類型内で適用される。

※2 同様の改正を、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスにおいても実施。